

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第34号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常態として非常勤職員の養育する子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p>	<p>（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常態として非常勤職員の養育する子を養育している当該子の親（<u>当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であって当該子を現に監護するもの又は<u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは同条第2項に規定する養育里親であるもの（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）</u>を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p>

改正前	改正後																										
<p>ア～エ 略 (育児休業等計画書)</p> <p>第3条 条例第3条第4号及び第11条第5号の育児休業等計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。 (子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>2～4 略 様式第1号(第2条関係) 略</p> <table border="1" data-bbox="226 1002 1099 1209"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">1 請求に係る子</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </table> <p>(注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する</p>	略			1 請求に係る子	略		続柄		略		略			<p>ア～エ 略 (育児休業等計画書)</p> <p>第3条 条例第3条第5号及び第11条第6号の育児休業等計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。 (子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>職員と育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u> (5) <u>職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u> 合</p> <p>2～4 略 様式第1号(第2条関係) 略</p> <table border="1" data-bbox="1153 1002 2027 1209"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">1 請求に係る子</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>続柄等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </table> <p>(注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行す</p>	略			1 請求に係る子	略		続柄等		略		略		
略																											
1 請求に係る子	略																										
	続柄																										
	略																										
略																											
略																											
1 請求に係る子	略																										
	続柄等																										
	略																										
略																											

改正前	改正後
<p>出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p><u>2</u> 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。</p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5</u> 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。</p> <p><u>6</u> 「6 備考欄」には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（条例第2条の3に規定する期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条に規定する産後休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承</p>	<p>る出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p><u>2</u> 「1 請求に係る子」欄の「続柄等」には、請求に係る子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合においては、その事実について記入すること。</p> <p><u>3</u> 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。</p> <p><u>4・5</u> 略</p> <p><u>6</u> 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。</p> <p><u>7</u> 「6 備考欄」には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（条例第2条の4に規定する期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条に規定する産後休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">認に係る期間等について記入すること。</p> <p style="text-align: center;">7 略</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(任命権者)</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">提出者 所属名 _____</p> <p style="text-align: right;">職 名 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p>佐賀県職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> <p>略</p> </div> <p>(注) 略</p>	<p style="text-align: center;">認に係る期間等について記入すること。</p> <p style="text-align: center;">8 略</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(任命権者)</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">提出者 所属名 _____</p> <p style="text-align: right;">職 名 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p>佐賀県職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> <p>略</p> </div> <p>(注) 略</p>
<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>略</p> <p>1 届出の事由</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)</p> <p style="text-align: center;">休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した</p> </div>	<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>略</p> <p>1 届出の事由</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">休業に係る子と離縁した</p> <p style="text-align: center;">_____育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された</p> <p style="text-align: center;">休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した</p> </div>

改正前	改正後																										
<p style="text-align: center;">その他 ()</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した</u> <u>育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された</u> その他 ()</p> <p>2 略</p>																										
<p>様式第4号(第7条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="226 679 1099 890"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">1 請求に係る子</td> <td style="width: 15%;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </table> <p>(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	略			1 請求に係る子	略		続柄		略		略			<p>様式第4号(第7条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1153 679 2027 890"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">1 請求に係る子</td> <td style="width: 15%;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>続柄等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </table> <p>(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。</p> <p>2 略</p> <p>3 「1 請求に係る子」欄の「<u>続柄等</u>」には、<u>請求に係る子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合においては、その事実について記入すること。</u></p> <p>4 略</p>	略			1 請求に係る子	略		続柄等		略		略		
略																											
1 請求に係る子	略																										
	続柄																										
	略																										
略																											
略																											
1 請求に係る子	略																										
	続柄等																										
	略																										
略																											

改正前

4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合において、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認に係る期間等について記入すること。

5 略

様式第5号（第12条関係）

略

略		
1 請求に係る子	略	
	<u>続柄</u>	
	略	
略		

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2 略

3 略

改正後

5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合において、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認に係る期間等について記入すること。

6 略

様式第5号（第12条関係）

略

略		
1 請求に係る子	略	
	<u>続柄等</u>	
	略	
略		

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2 略

3 「1 請求に係る子」欄の「続柄等」には、請求に係る子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合は、その事実について記入すること。

4 略

改正前	改正後
(裏)	(裏)
略	略

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。